

鳥取県農地及び農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県農地及び農業用施設災害復旧事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、被災した農地及び農業用施設等の復旧を図り、もって被災農家等の安定的な農業生産活動の回復に資することを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。ただし、第4条及び第5条に規定する補助率増高による差額及び、前年度差金を含めて交付する場合は、今回の補助対象経費に前回までの交付に係る補助対象経費を加えた額に、補助率を乗じて得た額から、交付済み補助金の額を控除した額以下とする。
- 3 補助事業を実施する者は、当該事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者（同条例第2条第1項に規定する事業者をいう。）への発注に努めなければならない。
- 4 補助事業者（地方公共団体以外の補助事業者に限る。）は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- 5 補助事業者（地方公共団体以外の補助事業者に限る。）は、第4項により契約をしようとする場合には、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、指名停止に関する申立書（様式第12号）の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(補助率増高又は連年災害補助率適用の申請)

第4条 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「暫定法」という。）第3条第3項又は同法第3条の2第1項の規定による補助を受けようとする市町村長は、知事が別に定める日までに、補助率増高申請書（連年災害補助率適用申請書）（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(激甚災害に係る補助の特別措置の申請)

第5条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）第5条第2項の規定による補助を受けようとする市町村長は、知事が別に定める日までに、特別措置適用申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(当該年度の補助金の額の内定)

第6条 知事は、当該年度における第3条の規定による補助金の額を内定し、これを補助事業者に通知する。

(交付申請の時期等)

第7条 本補助金の交付申請は、前条の規定による通知のあった日から30日以内に行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第3号及び様式第4号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第8条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、知事がその財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として30日を加えた日数が経過するまでの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第5号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表の第5欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第8条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(事業計画の中止等)

第10条 補助事業者は、事業の中止又は廃止しようとするときは、規則第12条第3項の申請書に加えて、災害復旧事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、やむを得ない事由により災害復旧事業補助計画概要書の内容に変更を加えようとするときは、災害復旧事業計画変更承認申請書（様式第6号の2）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年5月20日政令第152号）第3条第2項に該当しない場合を除く。

(状況報告及び検査完了の報告)

第11条 補助事業者は、規則第8条の規定による補助金の交付の決定通知を受けたときは、補助金交付決定に係る年度の12月31日現在における当該事業の遂行状況について、その年度の1月20日までに状況報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定は、規則第10条の規定による補助金の交付の内示により工事に着手した場合について準用する。

3 補助事業者が市町村の場合は、全ての工事等（工事雑費を除く部分で、市町村が請負又は委託契約に基づき第三者に実施させたもの）の完成検査が終了した日から5日を経過する日と、完了予定年

度の属する3月31日のいずれか早い日までに、完了報告書（様式第7号の2）を知事に提出しなければならない。

（実績報告の時期等）

第12条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- （1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から15日を経過する日又は補助金交付決定年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日。ただし、補助金の全額が規則第19条の規定により概算払された場合においては、交付決定年度の翌年度の4月20日
 - （2）規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月15日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第3号及び様式第4号によるものとする。
 - 3 規則第17条第2項の知事が必要と認める書類は、様式第8号による調書とする。
 - 4 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が、交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 5 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であつて、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、確定次第速やかに、様式第9号により知事に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（概算払の時期等の変更を求める書類）

第13条 規則第20条第1項の申出書は、様式第10号による。

（施越工事及び事業費決定前着工）

第14条 緊急やむを得ない事由により、規則第6条の規定による補助金の交付決定前に補助事業を施行しようとする者は、施越工事（事業費決定前着工）届出書（様式第11号）をあらかじめ知事に提出しなければならない。

- 2 前項の提出をした者は、第11条第3項に定める報告をしなければならない。

（提出書類の部数等）

第15条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とし、所轄の総合事務所長又は農林事務所長に提出しなければならない。

（財産の処分制限）

第16条 規則第25条第2項ただし書きの期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同例に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - （1）取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - （2）その他交付目的を達成するため、処分を制限する必要があるとして知事が別に定めるもの
- 3 第8条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。この場合において、第8条第1項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「処分について中国四国農政局長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(補助金の経理)

- 第 17 条 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整理して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前 2 項に規定する帳簿等に加え、その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前 3 項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(雑則)

第 18 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 3 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 10 日から施行し、平成 19 年度事業から適用する。ただし、この要綱の施行の前日に補助事業が完了したのものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 22 年 3 月 31 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 22 年 7 月 15 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度事業から適用する。

附 則 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 27 年 5 月 11 日から施行し、平成 27 年度事業から適用する。

附 則 この要綱は、平成 29 年 7 月 18 日から施行し、平成 29 年度事業から適用する。

附 則 この要綱は、平成 31 年 2 月 26 日から施行し、平成 30 年度事業から適用する。

附 則 この要綱は、平成 31 年 3 月 22 日から施行し、平成 31 年度事業から適用する。

附 則 この要綱は、令和 3 年 3 月 23 日から施行する。

附 則 この要綱は、令和 4 年 1 月 18 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 この要綱は、令和 5 年 3 月 28 日から施行する。

別表（第3条、第9条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費(事業)	4 補助率	5 重要な変更
災害復旧事業	市町村、 土地改良区、 土地改良区連合、 農業協同組合 (特別な事由がある場合は、協同した 数人又は個人)	農地災害復旧事業	暫定法に係るもの 1 通常補助率(法第3条第2項に規定するもの) ・5/10 2 高率補助の対象となる部分に対する補助率(法第3条第3項に規定するもの) ・8/10(当該部分のうち政令で定める額に相当する部分については9/10) 3 連年災害における補助率の特例(法第3条の2第1項に規定するもの) ・同法同条同項の規定により算出した率 4 3の補助率を適用しないものとして1及び2の率により算出した補助の額が、3の補助率を適用して算出した補助の額を超える場合は、3の規定は適用しない	(1)年災別事業費相互間の経費の配分の変更 (2)事業の施行箇所の変更又は事業主体の変更 (3) 施行箇所ごとの工種(農地については、田、畑及びわさび田の区分、農業用施設については、ため池、頭首工、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、農地保全及び防災のため池の区分をいう。)の全部若しくは一部の変更又は廃止 (4) 施行箇所ごとの工種別事業量の30%を超える増減 (5) 施行箇所ごとの工種別の工事費の30%に相当する額を超える増減であって、かつ、当該増減の額が300万円を超えるもの。
			激甚法に係るもの 激甚法第5条第2項に基づき算定した額補助対象経費の額 (小数点以下第4位を四捨五入して第3位まで)	
		農業用施設災害復旧事業	暫定法に係るもの 1 通常補助率(暫定法第3条第2項に規定するもの) ・6.5/10 2 高率補助の対象となる部分に対する補助率(同法第3条第3項に規定するもの) ・9/10(当該部分のうち政令で定める額に相当する部分については10/10) 3 連年災害における補助率の特例(同法第3条の2第1項に規定するもの) ・同法同条同項の規定により算出した率 4 3の補助率を適用しないものとして1及び2の率により算出した補助の額が、3の補助率を適用して算出した補助の額を超える場合は、3の規定は適用しない	
			激甚法に係るもの 激甚法第5条第2項に基づき算定した額補助対象経費の額 (小数点以下第4位を四捨五入して第3位まで)	
災害関連事業 (但し災害復旧事業と併せて実施する場合に限る。)		農業用施設災害関連事業	5/10 ただし、激甚災害に指定された災害の場合は、 激甚法第5条第2項に基づき算定した額 補助対象経費の額 (小数点以下第4位を四捨五入して第3位まで)	(1)事業主体の変更 (2) 施行箇所相互間の額の流用 (3) 施行箇所ごとに工種別の事業量の30%(30%に相当する額が400万円以下の場合には400万円)を超える増減 (4) 工種の 신설、変更、又は廃止
		災害関連農村生活環境施設復旧事業	1 2の補助率が適用される場合以外は、工事費の5/10 2 激甚災害に係る集落排水施設の災害復旧事業(災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱(平成2年2構改D第239号)第7に基づき採択通知された事業費をいう。)が6,000万円以上、又は当該激甚法災害を受けた市町村の当該年度(災害が発生した年の4月1日の属する会計年度をいう。以下同じ。)の標準税収入(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)第2条第4項に規定する標準税収入をいう。以下同じ。)の10%以上(激甚災害に係る集排復旧事業費が当該激甚災害を受けた市町村の当該年度の標準税収入の5%以上10%未満である場合にあつては、当該激甚災害が発生した日までの過去3年間のうちに発生したすべての激甚災害に係る集排復旧事業費の合計を3で除した額が当該市町村の当該年度の標準税収入の10%以上)である場合にあつては、工事費の8/10	

年災害復旧事業費補助率増高
申請書（連年災害補助率適用申請書）

番 号

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 所在地
名 称
代表者の氏名

年1月1日から12月31日までに発生した災害により被害を受けた農地及び農業用施設に係る災害復旧事業費について、農地及び農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱第4条の規定による高率補助を受けたいので、別紙補助率増高申請（連年災害補助率適用申請）内訳を添えて申請します。

別 紙

補助率増高申請（連年災害補助率適用申請）内訳

市 町 村 名

区 分	当該市町村の 総事業費業			耕作の事 業を行う 者の実数 (B)	1人当た りの事業 費(A/B) (C)	補 助 率		当 年 災 害 の 補 助 金 の 額			摘要
	農 地	農業用 施設	計(A)			農 地	農業用 施設	農 地	農業用 施設	計	
単年災害	円	円	円	人	円			円	円	円	
連年災害											

- 注 1 合併前の旧市町村の区或に關し補助率増高（連年災害補助率適用）の申請をする市町村については、旧市町村名及びその旧市町村が現市町村に合併した年月日を摘要欄に記入すること。
- 2 当該市町村の総事業費の欄の上段（単年災害）には、その年の12月31日までの1年間に発生した災害に係る災害復旧事業費の額を、下段（連年災害）にはその年の12月31日までの3年間に発生した災害に係る災害復旧事業費の額を記入する。
- 3 「年災別箇所別等災害復旧事業費内訳」及び「耕作者名簿」を添えること。
- 4 耕作の事業を行う者の実数の欄には、「年災別箇所別等災害復旧事業費内訳」中の耕作の事業を行う者の数の実数の欄の計及び合計の数値をそれぞれ該当の段に記入すること。
- 5 補助率欄は1人当りの事業費の欄の額が少額の際は記入を要しない。
- 6 補助率はC欄の額が8万円以下のときは農地にあつては0.5、農業用施設にあつては0.65とし、C欄の額が8万円を超え15万円以下のときは農地にあつては $\frac{80,000 \text{円} \times 0.5 + (C - 80,000 \text{円}) \times 0.8}{C}$ 、農業用施設にあつては $\frac{80,000 \text{円} \times 0.65 + (C - 80,000 \text{円}) \times 0.9}{C}$ とし、C欄の額が15万円を越えるときは、農地にあつては $\frac{80,000 \text{円} \times 0.5 + (150,000 \text{円} - 80,000 \text{円}) \times 0.8 + (C - 150,000 \text{円}) \times 0.9}{C}$

農業用施設にあつては

$$\frac{80,000 \text{ 円} \times 0.65 + (150,000 \text{ 円} - 80,000 \text{ 円}) \times 0.9 + (C - 150,000 \text{ 円}) \times 1.0}{C}$$

として算出し、小数点以下4位を四捨五入すること。

- 7 金額の単位は円とし、円未満は四捨五入すること。
- 8 連年災害の補助率が適用されない市町村（単年災害のCが4万円以下又は連年災害のCが10万円以下の市町村）については、連年災害の段は記入を要しない。

附表の1

年災別箇所等災害復旧事業費内訳

市町村名

年災別	箇所番号	事業主体名	災害復旧事業費			耕作の事業を行う者の数		摘要
			農地	農業用施設	計	延数	実数	
前前年災害			円	円	円	人	人	
計								
前年災害								
計								
当年災害								
計								
合計								

注 連年災害の補助率が適用されない市町村については、前前年災害及び前年災害の欄は記入を要しない。

附表の2

耕作者名簿

市町村名

一連番号	住所	氏名	本人の該当する箇所及び地番						摘要
			前前年災害		前年災害		当年災害		
			箇所番号	地番	箇所番号	地番	箇所番号	地番	
		計人	延箇所数		延箇所数		延箇所数		

注 1 氏名欄の計の数値が申請書の別紙「耕作の事業を行う者の実数」の欄の数値と一致すること。
 2 延箇所数の数値が附表の1の「耕作の事業を行う者の数」の欄の延数の数値と一致すること。
 3 連年災害の補助率が適用されない市町村については、前前年災害及び前年災害の欄は記入を要しない。

- 注 1 合併前の旧市町村の区域に関し特別措置適用の申請をする市町村については、市町村名の次に、旧市町村名及び現市町村に合併した年月日を（ ）書きで併記すること。
- 2 A欄には、災害別の区分に従ってそれぞれ農地及び農業用施設の災害復旧事業費並びに農業用施設の災害関連事業の事業費を記入すること。
 - 3 B欄には、災害別の区分に従い附表の2「年災別箇所別災害復旧事業費内訳」中の当年災の項の耕作の事業を行う者の数の実数欄の小計の数値を記入すること。
 - 4 C欄には、補助率増高又は連年災害補助率適用の申請をする市町村についてはA欄の事業費に附表の1「暫定措置法による補助率算定表」によって算定した補助率（災害関連は0.5）を乗じて得た額を記入すること。
 - 5 D欄には、A欄の額からC欄の額を減じて得た額を記入すること。
 - 6 E欄の計は、1万円にB欄の数値を乗じて得た額を記入し、その額をD欄の額の割合に応じてあん分し、各々の事業ごとに記入すること。
 - 7 F欄は、E欄と同じ要領で記入すること。
 - 8 G欄には、F欄の額に10分の7の割合を乗じて得た額を記入すること。
 - 9 H欄の計は、4万円にB欄の数値を乗じて得た額（D欄の計の額が6万円にB欄の数値を乗じて得た額より少額である場合は、D欄の計の額からE欄及びF欄の計の額を減じて得た額）を記入、その額をD欄の額の割合に応じてあん分し、各々の事業ごとに記入すること。
 - 10 I欄には、H欄の額に10分の8の割合を乗じて得た額を記入すること。
 - 11 J欄の計は、D欄の計の額が6万円にB欄の数値を乗じて得た額より多額である場合にD欄の計の額からE欄、F欄及びH欄の計の額を減じて得た額を記入し、その額をD欄の額の割合に応じてあん分し、各々の事業ごとに記入すること。
 - 12 K欄には、J欄の額に10分の9の割合を乗じて得た額を記入すること。
 - 13 L欄には、G欄、I欄及びK欄の額の合計額を記入すること。
 - 14 M欄には、C欄及びL欄の額の合計額を記入すること。
 - 15 N欄には、M欄の額をA欄の額で除して得た率を小数点以下4位を四捨五入して3位まで記入すること。
 - 16 金額の単位は円とし、円未満は四捨五入すること。ただし、通常補助控除額1人当たりの額は、円未満は切上げること。

附表の1

暫定措置法による補助率算定表

市町村名

区分	当該市町村の総事業費			耕作の事業を行う者の数 (B)	1人当たりの事業費 (C)	補助率	
	農地	農業用施設	計(A)			農地	農業用施設
単年災害	円	円	円	人	円		
連年災害							

注 1 旧市町村の区域に関し補助率増高又は連年災害補助率適用の申請をする市町村については、市町村名の下に旧市町村名及び現市町村に合併した年月日（ ）書きで併記すること。

2 その他記載要領は「補助率増高申請（連年災害補助率適用申請）内訳」の注意書きに準じること。

附表の2

年災別箇所別災害復旧事業費内訳

市町村名

年災別	箇所番号	事業主体名	災害復旧事業費			耕作の事業を行う者の数		摘要
			農地	農業用施設	計	延数	実数	
前前年災害			円	円	円	人	人	
小計								
前年災害								
小計								
当年災害								
小計								
合計								

注 1 連年災害の補助率が適用されない市町村については、当年災害の欄のみ記入すること。

2 激甚災害については、摘要欄に被災月日を記入すること。

3 耕作の事業を行なう者の数の実数欄の当年災の計は、災害別に区分しないで年間を通じた数値で同欄の合計は附表の3「耕作者名簿」中の氏名欄の計の数値を記入すること。

附表の3

耕作者名簿

市町村名

一連番号	住所氏名	本人の該当する個所及び地番							
		前前年災害		前年災害		当年災害			
		激甚災害		その他の災害		激甚災害		その他の災害	
		箇所番号	地番	箇所番号	地番	箇所番号	地番	箇所番号	地番
計	人	延箇所数		延箇所数		延箇所数		延箇所数	

注 連年災害の補助率が適用されない市町村については、当年災害の欄のみ記入すること。

年度 災害復旧事業補助計画（実績）書

区分		年 災																工事執行の		摘要		
地区 番号 及び 箇所 番号	所 在 地	事 業 主 体	費 目	工 種	総事業				前年度まで（前年度まで出来高）		本年度（本年度出来高）						翌年度以降（残事業費）				状況	
					事業量	事業費	国庫補助金	補助率	事業量	事業費	国庫補助金	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助金以外の財源			事業量	事業費		国庫補助金	請負又は直営の別
															市町村費	その他費	計					
			工事費		円	円	%	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					
			工事雑費																			
			事務雑費																			
			計																			
			工事費																			
			工事雑費																			
			事務雑費																			
			計																			
		計	工事費																			
			工事雑費																			
			事務雑費																			
			計																			

- 注 1 区分の欄には、農地又は農業用施設の別を記入すること。
- 2 国庫補助金欄及び国庫補助金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記入すること。
- 3 前年度の高率差額金がある場合には、本年度の国庫補助金の欄に外数で記入し、摘要欄にその算式を記入すること。
- 4 高率差額金の算式は次によること。
 $(前年度事業費 \times 当該市町村の補助率) - 前年度受領国庫補助金 = 前年度分の高率差額金$
- 5 実績報告時には、次の点に留意すること。
 ア計画と成績が相違する場合は、その部分についてのみ計画を括弧書きで上段に記入すること。
 イ摘要欄には、箇所別に検査を実施した者の職名及び氏名並びに検査年月日を記入すること。
- 6 摘要欄には、消費税仕入控除額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

〇〇年災								
小計								
農業用施設								
〇〇年災								
〇〇年災								
小計								
計								

注 1 (3)は、実績報告時にのみ作成すること。

2 災害防止施設事業等（農業用施設災害関連事業を除く）の場合には、支出の部および県補助金精算の「区分」欄は、地区ごとに記載すること。

様

職 氏 名

年度鳥取県農地及び農業用施設災害復旧事業補助金交付決定通知書（ 年災害）

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で、申請のあった 年度
事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4
月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付す
ることに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「〇〇災害復旧事業」とし、その内容は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更され
た場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・と
する。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、農地及び農業用施設等災害復旧事業補助
金交付要綱（平成13年4月18日付耕第123号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第
3条第2項及び第8条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更され
た場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る
予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補
助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）、激甚災害に対処するための特別の財政援助等
に関する法律（昭和37年法律第150号）、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関す
る法律施行令（昭和25年政令第152号）、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関す
る法律施行規則（昭和25年農水省令第94号）、農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和40
年

40農地D第1130号）、災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱（平成2年2構改D第239号）、農
地・農業用施設・海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定委託費等補助金交付要綱（昭和53年5
3構改D第116号）の規定に従わなければならない。

年災害復旧事業計画変更承認申請書

番 号

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 所在地
名 称
代表者の氏名

年 月 日付第 号で事業費の決定通知があった(年 月 日に査定を受けた) 災害復旧事業について、下記のとおり変更したいので、鳥取県農地及び農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により申請します。

記

年災害復旧事業変更地区別一覧表

農地 (農業用施設)

番 号		所 在 地			工 種	数 量	査 定 額	増△減	変 更 理 由	前 回 承 認 番 号
地区	箇所	郡市	町村	字						
							円			
計										

- 注 1 変更前を()書きで上段に記入すること。
2 増△減欄は、査定額欄の増減額を記入すること。

年度 事業状況報告書

番 号
年 月 日

職 氏 名 様

申請者 所在地
名 称
代表者の氏名

農地及び農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、 年度〇〇事業状況報告書を別紙のとおり提出します。

別 紙

収入の部

区 分	予 算 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	摘 要
県 補 助 金	円	円	円	
市 町 村 費				
〇 〇 費				
計				

支出の部

区 分	予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
工 事 費	円	円	円	
工 事 雑 費				
事 務 雑 費				
〇 〇 費				
計				

- 注 1 収入済額と支出済額との差額があるときは、その支出予定時期を摘要欄に記入すること。
2 この表に附表を添えること。

附 表

区 分	実 施 計 画 (A)		出 来 高 (B)		進 捗 率 (B/A)	交 付 額	摘 要
	事 業 量	事 業 費	事 業 量	事 業 費			
〇 〇 事 業 費		円		円	%	円	
農 地							
〇 〇 年 災							
〇 〇 年 災							

〇〇年災							
小計							
農業用施設							
〇〇年災							
〇〇年災							
〇〇年災							
小計							
合計							

注 1 交付額欄には、補助金交付額を記入すること。

2 進捗率は、金額比とすること。

年度 建設工事等完了報告書

番 号

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 所在地
名 称
代表者の氏名

年 月 日付第 号で事業費の決定通知があった災害復旧事業に係る建設工事等の完成検査について、鳥取県農地及び農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱第11条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業名	地区名	工事等の 名称	請負金額	工期	竣工 年月日	竣工検査 年月日	検査者 氏名	備考
			円					

添付書類 請負契約ごとの検査復命書の写しを添付すること。ただし、完成検査に合格した場合は、備考欄に「合格」と記載することにより検査復命書の添付を省略することができる

注 請負契約書（委託を含む）に基づき、一契約ごとに記載すること。

第3表

直 営 調 書

地区名

工 種	材 料 費	労 務 費	そ の 他	計	摘 要
〇〇ため池	円	円	円	円	
〇〇水路					
計					

注 その他の欄の経費については、明細書を添えること。

第4表

材 料 購 入 調 書

地区名

名 称	形状、寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
セメント				円	円	
鉄筋						
木材						
計						

第5表

労 務 費 調 書

地区名

種 別	員 数	単 価	金 額	摘 要
人 夫	人	円	円	
大 工				
石 工				
計				

第6表

測量及び試験費調書

地区名

区 分	工 種	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
基礎地盤調査	ボーリング				円	円	
計							

第7表

用地買収費調書

地区名

地 目	買収地積	単 価	金 額	摘 要
田	ha	円	円	
畑				
山林				
宅地				
計				

注 1 摘要欄には、用途別に地積及び金額を記入すること。

2 この表には、買収箇所の一覧図を添えること。

第8表

補償費調書

地区名

区 分	数 量	単 価	金 額	摘 要
立 木		円	円	
立 毛				
計				

注 この表には、補償箇所を示す図面を添えること。

第9表

船舶及び機械器具費調書

地区名

区 分	名 称	形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
購 入					円	円	
修 理							
借 上							
計							

第10表

営繕費調書

地区名

区 分	名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
宿 舎	1号宿舎			円	円	
	2号宿舎					
倉 庫	セメント倉庫					
計						

第11表

工事雑費調書

地区名

費 目	細 目	数 量	単 価	金 額	摘 要
賃 金			円	円	
旅 費					
需 用 費					
	消耗品費				
	印刷製本費				
	光熱水量費				
役 務 費					
	通信運搬費				
	雑役務費				
備品購入費					
委 託 料					
	登記事務委託費				
	測量等委託費				
使用料及び賃借料					
	使 用 料				
	賃 借 料				
共 済 費					
	社会保険料				
計					

注 積算の基礎を摘要欄に記入すること。

第 12 表

応急工事費調書

地区名

費 目	工 種	数 量	金 額	摘 要
工 事 費			円	
本 工 事 費				
附帯工事費				
測量及び試験費				
用地費及び補償費				
船舶及び機械器具費				
営 繕 費				
工 事 雑 費				
計				

第 13 表

事務雑費調書

地区名

費 目	細 目	数 量	単 価	金 額	摘 要
給 料			円	円	
職員手当					
賃 金					
旅 費					
需 用 費					
	消耗品費				
	食 糧 費				
	印刷製本費				
	光熱水量費				
役 務 費					
	通信運搬費				
	雑 役務費				
備品購入費					
委 託 料					
	登記事務委託費				
	測量等委託費				
使用料及び賃借料					
	使 用 料				
	賃 借 料				
共 済 費					
	社会保険料				
	計				

注 積算の基礎を摘要欄に記入すること。

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 所在地
名 称
代表者の氏名

年度仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号で交付決定のあった〇〇災害復旧事業補助金に係る仕入控除税額が確定したので、農地及び農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱第12条第5項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金及び補助対象経費の確定額	(1)補助金の確定額	金	円 (①)
(年 月 日付 第 号による通知額)	(2)補助対象経費の確定額	金	円 (②)
2 実績報告時控除税額		金	円 (③)
(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除額)			
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額		金	円 (④)
	①		
4 補助金返還相当額	(④-③) × _____	金	円
	②		

(注) その他参考となる資料を添付すること。

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 所在地
名 称
代表者の氏名

年度（事業の名称）の支出にかかる申出書

年 月 日付第 号で交付決定した（事業の名称）の支出について、鳥取県補助金等
交付規則第20条第1項の規程により、下記のとおり申し出ます。

記

区 分	内 容
事業の名称	
交付決定額	
支払時期・支払額の変更希望内容又は支払停止希望額	
支払時期・支払額を変更又は支払停止を希望する理由	
添付書類	資金計画書

施 越 工 事（事業費決定前着工） 届 出 書

番 号

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 所在地
 名 称
 代表者の氏名

年 月 日付第 号で事業費の決定通知のあった（ 年 月 日に査定を受けた）災害復旧事業を下記の理由により実施したいので、農地及び農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき 届出します。

記

年災名	番 号		工 種	数 量	事 業 費	工 期 年 月 日 から 年 月 日 まで	着 工 理 由
	地 区	箇 所					
					円		

- 添付書類
- 1 事業計画書
 - 2 収支予算書
 - 3 事業資金調書
 - 4 事業工事監督及び事務担当者調書

附表1

事 業 資 金 調 書

区 分	金 額	借 入 先	借 入 (予 定) 徴 収 年 月 日	摘 要
借 入 金	円			
負 担 金				
計				

附表2

工 事 監 督 及 び 事 務 担 当 者 調 書

区 分	氏 名	経 験 年 数	現 職	摘 要
工 事 監 督 者				
事 務 担 当 者				

契約に係る指名停止に関する申立書

番 号

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 所在地
名 称
代表者の氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加にあたって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関及び鳥取県から〇〇契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」等を記載すること。